

第11回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年2月10日(金) 午後3時から午後5時10分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (20名)

持山 英幸 会長	平田 昇 委員
平山 正行 会長代理	北村 博美 委員
井上 治康 委員	上田 忠夫 委員
北原 康德 委員	行武 芳明 委員 (欠席)
岡部 貢 委員	矢野 榮 委員
倉掛 正則 委員	藤井 貢 委員
平山 雅章 委員	八尋 徳幸 委員
川上 富男 委員	下村 喜美子 委員
山本 政明 委員	行武 勇吉 委員
山口 弘行 委員	池松 和義 委員
メ野 芳江 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成29年2月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について
- 議案第5号 農地の賃借料情報の提供について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

岡部 貢 委員、 平山 雅章 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第11回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、15番 行武芳明から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>議事録署名人の指名を致します。4番 岡部委員と6番 平山雅章委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号7を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p>
20番	<p>前から思っていたのですが、農地法第18条第6項の規定によるとあり、解約という事ですけど、この表の中で契約の種類ですが、ちょっと難しい言葉で記入されていますが、例えば売買が目的なのかというような事を記入して頂いたら、みんなが分かりやすいと思いますがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、契約の書類の説明ですが、最後の貸借か使用貸借を見て頂いたら良いと思います。経営基盤強化促進法を省略させて頂いている形で記載しています。それから、20番の提案ですが、この後の3条や、4条での転用や、5条での農地の移動とかでの解約が殆どだと思います。若しくは、誰か別の方への借換えという形での解約です。入れた方が分かりやすいという</p>

	<p>事であれば、一つ欄を設けることも可能ですが、いかがでしょうか。</p>
20番	<p>そうして頂いたら、なお良いと思います。とにかく言葉が難しすぎて内容的によく分かりませんので。</p>
事務局	<p>文言等もございますので、こちらの方で検討させて頂いてよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p> <p>(報告第2号 番号1～番号2を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。議案第1号 平成29年2月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。 議案第1号 平成29年2月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成29年2月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。それでは、何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので採決に移ります。議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>

議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10ページの番号1をご覧ください。</p> <p>この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図4ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10ページの番号2をご覧ください。</p> <p>この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第2号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p>

議 長	<p>場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの番号3をご覧ください。 この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号3について、事務局の説明が終わりました。 次に農地法2条の許可申請で譲受人が新規就農者または町外者の場合には、譲受人本人より、直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。 譲受人の入室をお願いします。</p>
議 長	<p>(入室後に) それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。</p>
譲受人	<p>この度、長者町の田んぼを2反程所有することになりました。はっきり言って田んぼの方は初心者です。今、うきはの方で畑の方を4反5畝ぐらいさせて頂いています。よければ、こちらの方で稲作をさせて頂ければと思ひまして申請させて頂きました。よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p>
9 番	<p>今、4反何畝とか言われてありましたが、5反の話はいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>下限面積は、筑前町は5反ですが、今度購入される分と合わせて5反を超えれば3条の要件を満たしますので耕作面積については問題ございません。</p>
9 番	<p>農家か何かされていますか。</p>
譲受人	<p>自分の実家は長崎にあります。そちらの方で昔は農業をやっていました。自分は手伝う方で弟の方が後を継いで、馬鈴薯等を3町ほど作っています。今、現状私は、農業というより小さい会社を経営しております。今後の事を考えてうきはの方で畑からスタートして、稲作を始めようと思ひ購入しました。</p>
9 番	<p>譲渡人とはどういう知り合いですか。</p>
譲受人	<p>田んぼを探していたら、知り合いの不動産屋の社長から紹介してもらいました。親戚等の関係ではありません。</p>
9 番	<p>機械関係はどうされてありますか。</p>
譲受人	<p>稲作に関してはないです。うきはの方も2年程前に購入しました。畑となっていますが、柿がメインで、伐採したのをいろいろあったので、ユンボとトラクター等を購入しまして、今年、やっと畑が出来るような体制にしております。畑の機械はあっても稲作の機械はありません。ただ、筑前町の方で苺農家をしている知り合いがいますので、そこは稲作もしているので、借りることができます。</p>
17番	<p>田んぼの管理はどうされますか。</p>
譲受人	<p>それは、平日の午後と、土日で自分が習ってからしていこうと思っております。機械は、田植え機に関しては、最初は借りてからしていこうと思っております。後々は購入しようと考えています。</p>

17番 譲受人	<p>田植えした後の管理は土日にされますか。</p> <p>土日とか平日の昼からだったら時間がありますので、周りの方にききながらやっっていこうと思っています。</p>
17番 譲受人	<p>農機具の移動手段はどうされますか。</p> <p>2トンのトラック1台と軽トラ1台を持っていますので、それにのせて移動しようと思っています。</p>
20番 譲受人	<p>今度、筑前町に2反程の田んぼを購入されて、農業を拡大されるようですが、将来的にはどのような形で農業をするというような計画はもっておられますか。</p> <p>今のところ、ゆくゆく大きくしようというのは頭にはありません。できれば大きくはしたいですが、農業というのは、自分の親をみても、馬鈴薯を3町作っていましたがそんなにもうかかっていません。ですから、それで経営を自分が出来るかという今すぐには出来ないと思います。ですから、今会社を経営していますけど、今から先というのは、自給自足がある程度必要になってくるのではないかと思います。ですから、自分の家の米は自分で作りたいという当初からの夢がありましたのでやってみようというかんじです。</p>
20番 譲受人	<p>大変貴重な意見を言って頂きました。個人所有という事で自分の物になるので、周りの方に迷惑を掛けない管理をして頂きたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>分かりました。</p>
議長	他に何かありませんか。
17番 譲受人	<p>田んぼだけ、水稻だけをされるんですか。</p> <p>そのところは、場所によって1年目は田んぼ、2年目は畑とかで、その土地がどのような感じなのかはわかっていけませんので、近所の方に聞いて、田んぼはしたいと思っています。田んぼの後に何かできるのであれば、それも作りたいと思っています。減反の時も、周りの人と同じようにしていきたいと思っています。周りの方には、迷惑を掛けないようにやっっていこうと思っています。</p>
6番 譲受人	<p>住宅の傍の田んぼを買うという事はですね、農家としては、ほとぼりが冷めたら宅地にしようとする方が多いんですが、特に国道のそばでもあるので、そういう懸念があるので皆さん質問してあります。実際、本当にこの場で農業をすると言っていて、何年か後にほとぼりが冷めて農業をやめて宅地にしたというのがありましたので、その辺は気を付けられてください。</p> <p>不動産屋から言われました。国道から近いので、どうにでもなるからそういう事も言われるかもしれませんよと。自分はただ、本当に自分で作ってみたいと思い購入しました。</p>
議長	他に何か質問はありませんか。
議長	<p>(質問なし)</p> <p>質問はないようです。譲受人さま、説明ありがとうございました。退室をお願いします。それでは採決に移ります。議案第2号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員賛成)
議 長	案第2号の番号3は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号の番号4について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号4を読み上げる) 場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの番号4をご覧ください。 この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます
議 長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号4について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号4は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号の番号5について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号5を読み上げる) 場所につきましては、別紙の配置図7ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、12ページの番号5をご覧ください。 この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます
議 長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号5について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
10番	譲受人の方のその後については、皆さん気になる所であると思います。その後の進捗状況を説明したいと思いますが、今度購入する所の北部運動公園の上ですね、その上と右側の田んぼは以前購入された合計2,000㎡ぐらいのところにオリーブの木を植えてあります。そして、自作地 5,712㎡、これは自分で、田んぼを作られてあります。この中の2,000㎡はオリーブを植えてあります。貸地が8,533㎡を現在人に貸しておられます。後、米とかを作られておられます。この田んぼが山手の方から水が入り込んできますので、麦とか大豆が出来ないので、この田んぼに関しては、毎年、稲作をしてもらうという条件で森山区はしております。だから、毎年稲を作られます。現在、所有してある機械等は、トラクターが1台と田植え機が1台、コンバイン1台、耕運機1台自己所有で購入されてあります。申請地以外の田んぼは、猪除けの電柵をしておられます。土手には草が生えないように防草シートを張ってあります。草も切られてあり、よその田んぼよりもきれいに見えました。以上です。
議 長	何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。

議 長	<p>議案第2号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号5は全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積130.2㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に、なずな保育園となかしま小児科内科医院の二つがあり、東側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の県道に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員が欠席の為、代理の20番から報告をお願いします。</p>
20番	<p>担当委員が欠席なので、代わりに説明します。現地は郵便局の南の方で、上下水道とも通っているようなので、住宅になっても問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>

事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業者の譲受人は、譲渡人から申請地を購入して建売住宅を建築し、販売するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て建築面積56.31㎡の1棟を建設する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に、なずな保育園となかしま小児科内科医院の二つがあり、東側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4メートル以上の県道に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員代理の20番から報告をお願いします。</p>
20番	<p>番号1と同じところですので、なにも問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p>
2番	<p>譲受人が不動産屋さんですが、この一帯はこの人が全部しているのですか？</p>
事務局	<p>別の不動産会社が来ておりますので、この方ではないです。</p>
2番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号2に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人の夫は飯塚市で建設業を営んでおり、筑紫野市や太宰府市、朝倉郡方面の工事を請け負う事も多いとのこと。業務の利便性向上の為に申請地を資材置場及び駐車場として整備し、夫の経営する会社に貸付する目的の転用申請です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>元々譲受人は申請地の隣に住んでおられました。そこは現在解体して更地になっております。そこと合わせて資材置き場、駐車場として利用されるようです。区長さんと水利委員さんも何ら問題ないとのことでした。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号3に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号4を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、依井〇〇-〇において居酒屋を営んでいますが、現在の駐車場では不足することから、申請地を駐車場として整備するための転用申請です。2台分を計画しています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
16番	<p>申請人の方が現在居酒屋をやっております、駐車場が足りないということで申請してあります。砂利を引いているだけですし、水関係は問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>現地は両側とも道路ですので、周辺の農地に影響はないと思いますので問題ないと思います。以上です。</p>

議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号4に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求め。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 北原委員、矢野委員 場所につきましては、別紙の配置図、20ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 平田委員、北原委員 場所につきましては、別紙の配置図、21ページをご覧ください。</p> <p>(番号3を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 北原委員、持山会長 場所につきましては、別紙の配置図、22ページをご覧ください。</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決にうつります。</p> <p>議案第4号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地の賃借料情報の提供について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください</p> <p>議案第5号 農地の賃借料情報の提供について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第52条の規定により、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安として、 情報を提供するため、平成28年1月から同年12月までの農用地利用集積計画等から算出した賃借料について、下記のとおり、審議を求め。 記 筑前町賃借料情報 平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料(10アール</p>

	<p>当たり)は、以下のとおりとなっております。本日付 筑前町農業委員会 農地の区分 ほ場整備区域内の田 11,200円 ほ場整備区域外の田 10,600円 全域の畑 10,700円</p> <p>この賃借料情報は、実勢の集計値であり拘束力はなく、賃借料を決定するための目安として、提供するものですから、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく、協議したうえで締結していただくことになります。</p> <p>また、山間部については締結された利用権設定は全て使用貸借であったために、今回、平均額は掲載されません。以上、ご提案申しあげます</p>
議長	<p>議案第5号 農地の賃借料情報の提供について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はございませんか。</p>
6番	<p>なんで畑の方が、ほ場整備してない田んぼより高いんですか。だいたい畑は田んぼの半分が普通じゃないですか。</p>
事務局	<p>これは全国農業会議所の示している計算式に当てはめて平均値を出しているのですが、どうしてもほ場整備区域内と比べると、区域外も畑もサンプル数が少ないです。極端に高いのと極端に安いのは外して計算しているのですが、畑はハウスの場合もあります。そうしますと、極端に高いのを外していても、普通よりも高い金額で契約しているのもありますので全体的に畑の金額があがってしまうんだと思います。</p>
14番	<p>計算するとき、ハウスは別にできないんですか。</p>
事務局	<p>農地台帳上には田・畑やほ場整備区域内などはあるのですが、ハウスの情報はないので、別で計算するのは難しいです。</p>
2番	<p>ほ場整備してあるところで無料で貸しているところがありますか。</p> <p>毎月の利用権の各筆明細書を見ていただいたらわかると思いますが、あると思います。</p>
2番	<p>今度ですね、反当100万のところがです。そういうのはどうなんですか。</p>
事務局	<p>極端に高いのは計算から外しますし、ハウスの場合、土地だけじゃなくて上物などを含んだ金額の場合があります。利用権はあくまで農地の貸し借りなので、その場合は窓口で対応していきたいと思います。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので採決にうつります。 議案第5号に、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第5号は全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>

事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。
会長代理	これもちまして、第11回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。
	17:10 終了